



福井労働局発表
平成 27 年 5 月 25 日

担
当

福井労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 戸高 正博
労働衛生専門官 高橋 昌哉
電 話 (0776) 22-2657

熱中症による労働災害の防止について

福井労働局（局長 加藤 滋穂）では、これから気温が高くなる時期を前に、関係業界団体等に対し、職場における熱中症予防対策の徹底について別添のとおり要請いたしました。

○熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

○厚生労働省の発表「平成 26 年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表します」も併せて御参照ください。

ホームページ URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000084785.html>

○福井県内の過去 10 年間の職場での熱中症による災害発生状況については別紙を参照してください。